



第**200**回

定時株主総会 招集ご通知

議決権行使方法についてのご案内

- ご来場による議決権行使
- 郵送による議決権行使
- インターネットによる議決権行使



郵送・インターネットによる議決権行使期限は
2020年6月23日(火)午後5時25分到着分までです。

多くの株主の皆さまが集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から議決権行使は、書面またはインターネットによる方法を是非ご活用ください。

■本総会にてお土産の配布、コーヒーのご提供は予定しておりません。

日時

2020年6月24日(水)
午前10時開始(午前9時半開場)

場所

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸の内ビルディング
7階 丸ビルホール

末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

目次

●招集ご通知	2
●株主総会参考書類	5
●招集ご通知提供書面	
事業報告	16
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告書	39
●ご案内図	末尾



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/3202/>



ダイトウボウ株式会社

証券コード：3202

株主の皆様へ



代表取締役社長 山内 一裕

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第200回定時株主総会招集ご通知をご高覧願うにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

当期におけるわが国経済は、前半は雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策効果もあって緩やかな回復基調が続いたものの、2019年10月の消費税増税による影響、さらに第4四半期には新型コロナウイルス感染症の影響から大幅に下押しされ一転厳しい環境となり、世界経済も大きな打撃を受ける展開となりました。

このような状況の中で、当社グループは、昨年度からスタートした「中期経営方針 Get Ahead of the Future ～新しい時代の先へ～」に基づく諸施策を着実に進めました。

商業施設事業におきましては、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」におきまして同施設の増床・リニューアル工事（第4期開発）を完了し、2020年3月10日に、テナント33店舗が出店する新館「サントムーン オアシス (Oasis)」を開業しました。開業当初は予想を上回る来店客で賑わい、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中で当社グループを挙げて地域のライフラインを守る使命感をもって運営に取り組みました。ヘルスケア事業におきましては、前期末に譲り受けた和田哲カンパニー事業との一段のシナジー効果の発揮に注力するとともに、期末には新型コロナウイルス感染症対策の抗菌素材・マスクなどの商機の確保に努めました。繊維・アパレル事業におきましては、消費増税や新型コロナウイルス感染症の影響で苦戦したものの、継続して採算改善活動に取り組みました。

この結果、13期ぶりとなる全事業セグメントにおけるセグメント営業黒字を達成することが出来ました。

なお、来期の連結業績予想におきましては、新型コロナウイルス感染症の現下の状況等を踏まえ慎重に検討いたしました結果、現時点で合理的な算定が困難であると判断しました。今後、合理的な算定が可能となった時点で速やかに開示しますので、ご理解をお願い申し上げます。

当社グループといたしましては、新型コロナウイルス感染症の収束後の新しい常態（ニューノーマル）におけるビジネスチャンスの発掘に努めるとともに、持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため引き続き最善の方策を立案し実行してまいります所存でございます。株主の皆様のご支援とご理解に改めて感謝申し上げますとともに、引き続きのご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 3202
2020年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町一丁目6番1号
ダイトウボウ株式会社
代表取締役社長 山内 一裕

第200回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第200回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本来であれば株主総会にご来臨賜り直接ご報告させていただくべきところ、今年度に関しましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、ご来場の自粛を強くお勧め致しますとともに、書面またはインターネットをご活用頂く方法で議決権を行使頂きますことをご推奨させて頂きたく存じます。何卒ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

書面またはインターネットによる議決権行使を賜ります場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送くださるか、または後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（3頁から4頁）をご参照のうえ、インターネットにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、いずれも、2020年6月23日（火曜日）午後5時25分までに到着した場合に有効な議決権行使となりますことを念のためご案内申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|------------------------|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月24日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング
7階 丸ビルホール
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 第200期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 決議事項
第1号議案
第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
監査等委員である取締役4名選任の件 |

以 上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daitobo.co.jp>）に掲載し、提供しております。
- 〇株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daitobo.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2020年6月23日（火曜日）午後5時25分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/3202/>



4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の指名につきましては、独立社外取締役を主要な構成員とし、社長・副社長を含む諮問委員会において、経営者としての経験・見識・能力等を総合的に勘案して答申された候補者の選任に関する意見を参考に、取締役会の決議により決定しております。

また、監査等委員会は、各候補者に関して、深い専門知識、豊富な経験、取締役としての適格性を有し、当事業年度における業務執行状況および業績等を踏まえ、企業価値向上に貢献が期待されることから、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断しております。

候補者
番号

1

やま うち かず ひろ
山 内 一 裕

1957年1月5日生

再任



略歴、当社における地位、担当

1979年4月 三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社
 2002年2月 中央三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）人事企画部長
 2004年1月 同社大阪支店営業第二部長
 2007年1月 同社新宿西口支店長
 2009年6月 当社取締役経営企画部長
 2010年8月 当社常務取締役経営管理本部長兼経営企画部長
 2012年6月 当社専務取締役経営管理本部長兼不動産本部副本部長 内部統制担当
 2013年7月 当社取締役専務執行役員経営管理本部長兼人事部長 経営戦略・内部統制担当
 2015年6月 当社代表取締役社長（現任）
 上海大東紡織貿易有限公司董事長（現任）
 （現在に至る）

取締役会出席状況
16回すべてに出席

所有する当社の株式の数
79,100株

重要な兼職の状況
上海大東紡織貿易有限公司董事長
※当社の100%子会社であります。

取締役候補者とした理由

山内一裕氏は、当社の代表取締役社長として強いリーダーシップと行動力のもとグループ全体を牽引してきている実績と、金融機関での長年の経験と当社における豊富な経営経験のもと経営全般に関する高い見識と知見を有しております。当社といたしましては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため、今後とも経営に不可欠な人材であると判断し、引き続き当社取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

み えだ しょう ご
三 枝 章 吾

1969年2月12日生

再任



略歴、当社における地位、担当

1990年4月 当社入社
2010年9月 当社管理部経理グループ長
2012年6月 当社経営管理本部経営企画部長
2015年6月 当社取締役執行役員経営管理本部長 内部統制担当
2019年6月 当社取締役上席執行役員経営管理本部長 内部統制担当
(現在に至る)

取締役会出席状況
16回すべてに出席

所有する当社の株式の数
23,600株

重要な兼職の状況
該当事項ありません。

取締役候補者とした理由

三枝章吾氏は、当社の取締役として経営管理・内部統制などの管理部門全般を統括してきている実績と、当社における経理・経営企画に関する長年の経験と深い知見を有しております。当社といたしましては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため不可欠な人材であると判断し、引き続き当社取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

あお き ひろ しげ
青 木 寛 繁

1965年1月6日生

新任

**略歴、当社における地位、担当**

1989年4月 当社入社
 2015年4月 当社アパレルファッション・ユニフォーム事業本部生産企画営業部長
 2015年6月 当社取締役執行役員 アパレルファッション・ユニフォーム事業本部長代行
 2016年3月 当社取締役執行役員 アパレルファッション・ユニフォーム事業本部長
 2016年6月 当社執行役員 アパレルファッション・ユニフォーム事業本部長
 2019年10月 当社執行役員 営業副統括 兼 繊維・アパレル事業本部長
 2020年2月 当社執行役員 営業統括 兼 ヘルスケア事業本部長（現任）
 （現在に至る）

取締役会出席状況

-

所有する当社の株式の数

8,300株

重要な兼職の状況

該当事項ありません。

取締役候補者とした理由

青木寛繁氏は、当社の繊維・アパレル部門での長年の経験と実績を有しており、2015年から1年間は取締役執行役員として、また2016年以降は執行役員として長年にわたり営業部門・製造部門を幅広く執行責任者として率いて現在に至ります。今後とも当社の繊維・アパレル事業とヘルスケア事業の拡大ひいては当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため不可欠な人材であると判断し、新たに当社取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

さわ だ やす のぶ
澤 田 康 伸

1953年1月9日生

社外

再任

独立役員



略歴、当社における地位、担当

1976年4月 労働省（現厚生労働省）入省
1989年1月 A.T.Kearney, Inc.（現A.T.カーニー株式会社）入社 東京事務所
配属
1997年10月 同社ディレクター・オブ・プラクティスマネジメント
2002年4月 エンタープライズ・アイ・ジー・ジャパン株式会社（現Brand
Union/WPPグループ）エグゼクティブ・ディレクター
2003年7月 ヴィブランド・コンサルティング株式会社代表取締役（現任）
2015年6月 当社社外取締役（現任）
（現在に至る）

取締役会出席状況
16回すべてに出席

所有する当社の株式の数
0株

重要な兼職の状況
ヴィブランド・コンサルティング株式会社代表取締役
※上記兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

社外取締役候補者とした理由

澤田康伸氏は、長年の行政経験と経営コンサルティング経験の中で培われた深い知見と高い見識のもと、経営への幅広い助言をいただいで来ております。また、当社の筆頭社外取締役として社外役員会議の議長を務めるなど、経営執行の監督機能強化についても中心的な役割を果たして来ていただいでしております。当社といたしましては、今後とも広範かつ高度な視野からの当社事業活動全般に対する助言および経営執行の適切な監督をいただくため不可欠な人材と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

- (注) 1. 各取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. なお、その他社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
①澤田康伸氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
②澤田康伸氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。当社は同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ており、同氏が取締役に選任され就任した場合には、独立役員の届け出を継続する予定であります。
③当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、同氏が取締役に選任され就任した場合には、当社は同氏との間で同内容の責任限定契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

現任監査等委員である取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

か く ま ゆ う じ
加久間 雄 二

1948年7月8日生

再任



略歴、当社における地位、担当

1967年4月 当社入社
2006年7月 当社経理部長
2007年6月 当社取締役経理部長
2008年6月 当社取締役管理部長
2010年8月 当社取締役経営管理本部管理部長
2012年6月 当社常勤監査役
2016年6月 当社常勤監査等委員である取締役（現任）
（現在に至る）

■ 取締役会出席状況
16回すべてに出席

■ 監査等委員会出席状況
13回すべてに出席

■ 所有する当社の株式の数
81,000株

■ 重要な兼職の状況
該当事項ありません。

取締役候補者とした理由

加久間雄二氏は、当社経理部門を長く統括し専門知識が十分であり、また長年にわたる当社の取締役、監査役および監査等委員としての豊富な経験と高い見識を有しており、監査等委員会の選定監査等委員としての責務も高いレベルで果たしておられます。同氏の監査等委員である取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

当社といたしましては、今後とも当社業務全般に精通した長年の経験を活かして、監査等委員会の役割を高いレベルで発揮し経営全般に対して助言をいただくため、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

飯沼春樹

1948年4月19日生

再任

社外
独立役員



略歴、当社における地位、担当

1976年4月 弁護士登録
1978年4月 飯沼総合法律事務所開設（現職）
2011年6月 当社社外監査役
2016年6月 当社監査等委員である取締役（現任）
（現在に至る）

■ 取締役会出席状況
16回すべてに出席

■ 監査等委員会出席状況
13回すべてに出席

■ 所有する当社の株式の数
0株

重要な兼職の状況
飯沼総合法律事務所所長
※上記兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

社外取締役候補者とした理由

飯沼春樹氏は、長年の弁護士としての経験を通じて企業法務に精通しており、専門的な知識と経営に関する高い見識を活かして当社の経営に適切な助言や監督をいただいております。同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

当社といたしましては、今後とも法務面を含め客観的で広範かつ高度な視野から当社の事業活動全般に対して助言をいただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

かがみ
鏡たか
高 志

1976年12月19日生

再任

社外

独立役員



略歴、当社における地位、担当

- 2001年 9月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
- 2005年 7月 公認会計士登録
- 2006年 8月 税理士法人高野総合会計事務所入所
高野総合コンサルティング株式会社
（兼務）
- 2013年 11月 税理士登録
税理士法人高野総合会計事務所パートナー（現任）
- 2016年 6月 当社監査等委員である取締役（現任）
- 2017年 12月 高野総合コンサルティング株式会社代表取締役（現任）
（現在に至る）

■ 取締役会出席状況
16回すべてに出席

■ 監査等委員会出席状況
13回すべてに出席

■ 所有する当社の株式の数
5,600株

■ 重要な兼職の状況
税理士法人高野総合会計事務所パ
ートナー
高野総合コンサルティング株式会
社代表取締役
※上記兼職先と当社との間に特別
な関係はありません。

社外取締役候補者とした理由

鏡高志氏は、大手監査法人勤務を経て現在は税務・経営コンサルティングの専門家として法人代表を務めるなど会計・税務に精通しており、専門的な知識や事業経営に関する知見を活かして、当社の経営に適切な助言や監督をいただいております。同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

当社といたしましては、今後とも会計・税務面を含め客観的で広範かつ高度な視野から当社の事業活動全般に対して助言をいただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

おく むら しゅう さく
奥 村 秀 策

1952年6月16日生

社外

再任

独立役員



略歴、当社における地位、担当

1977年4月 住友海上火災保険株式会社（現 三井住友海上火災保険株式会社）入社
2003年4月 三井住友海上火災保険株式会社介護・サービス室長
2006年4月 アメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社代表取締役社長
2008年4月 三井住友海上火災保険株式会社リスク管理部部長
2010年10月 MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社リスク管理部部長
2013年4月 同社リスク管理部嘱託
2016年3月 同社退職
2016年6月 当社監査等委員である取締役（現任）
（現在に至る）

取締役会出席状況
16回すべてに出席

監査等委員会出席状況
13回すべてに出席

所有する当社の株式の数
7,800株

重要な兼職の状況
該当事項ありません。

社外取締役候補者とした理由

奥村秀策氏は、国内大手損害保険会社で介護関連事業や米国企業日本法人での経営者としての経験および内部統制に関する豊富な実務経験を有しており、当社の経営に適切な助言や監督をいただいております。同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。当社といたしましては、今後とも同氏の豊富な経験を活かして客観的で広範かつ高度な視野から当社の事業活動全般に対して助言をいただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. なお、その他社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- ①飯沼春樹氏、鏡高志氏および奥村秀策氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 - ②飯沼春樹氏、鏡高志氏および奥村秀策氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。当社は上記3氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ており、上記3氏が取締役を選任され就任した場合には、独立役員の届け出を継続する予定であります。
 - ③当社は、飯沼春樹氏、鏡高志氏および奥村秀策氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、上記3氏が取締役を選任され就任した場合には、当社は上記3氏との間で同内容の責任限定契約を継続する予定であります。

【監査等委員会意見】

監査等委員会は、当社の取締役の選任について、諮問委員会での議論の確認を含め、慎重に検討いたしました。取締役の選任について指名の手続きは適切であり、各候補者は、当該事業年度の業務執行状況および業績、取締役会での議論の状況、これまでの経歴等を踏まえ、経営者としての経験・見識・能力を総合的に評価した結果、当社の取締役として適任と判断します。

以上

〈ご参考〉

【当社の取締役選任方針】

当社は、定款に定める取締役の員数の範囲内を前提に、事業規模・事業の範囲等を踏まえて、高い専門性や経営者としての資質と見識を兼ね備えることを前提に候補者を選定します。加えて、高い見識を有し客観的な立場から経営等の監督や企業価値向上に資する意見・提言を行う独立社外取締役候補者を選任することとしています。一方、執行役員制度を導入し、経営の監督責任と業務の執行責任を明確化することとしています。また、2016年6月から監査等委員会設置会社に移行しました。これらにより、取締役会として、経営監督を効率的かつ実効性をもって行える体制とすることを基本的な考え方としています。なお、監査等委員である取締役には財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選任します。

【当社の取締役選任手続き】

取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役候補者の指名については、独立社外取締役を主要な構成員とし、社長・副社長を含む諮問委員会において、経営者としての経験・見識・能力等を総合的に勘案して答申された候補者に関する意見を参考に、取締役会の決議により決定しています。

【当社の社外取締役の独立性判断基準】

当社取締役会では、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、独立性を有していると判断しております。

- ① 現在または過去において当社または当社子会社の業務執行者
- ② 現在または過去5年間に於いて当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう）またはその業務執行者
- ③ 現在または過去5年間に於いて当社を主要な取引先とする者（過去3事業年度のいずれかの年度において取引先の当社グループに対する売上高が取引先の連結売上高の2%以上を占めるものをいう）またはその業務執行者
- ④ 現在または過去5年間に於いて当社の主要な取引先（過去3事業年度のいずれかの年度において当社グループの連結売上高の2%以上を占めるものをいう）またはその業務執行者
- ⑤ 現在または過去5年間に於いて当社の主要な借入先（当社グループが借入を行っている金融機関であって、その総借入残高が直近の事業年度末の当社グループの総借入残高の10%を超える金融機関をいう）の業務執行者
- ⑥ 当社から役員報酬以外に多額（過去3事業年度のいずれかの年度において1千万円を超えるものをいう）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- ⑦ 当社が多額（過去3事業年度のいずれかの年度において1千万円を超えるものをいう）の寄付または助成を受けている（または行っている）団体の業務執行者
- ⑧ 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者
- ⑨ 上記①～⑧に該当する者の配偶者、二親等内の親族もしくは同居の親族
- ⑩ 社外取締役としての通算在任期間が8年を超える者

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、前半は雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策効果もあって緩やかな回復基調が続いたものの、2019年10月の消費税増税による影響、さらに第4四半期には新型コロナウイルス感染症の影響があり、期末にかけて大幅に下押しされ一気に厳しい環境となりました。海外においては中国経済動向、英国のEU離脱、米中貿易摩擦の懸念などが台頭していた中、期末にかけてのパンデミック発生により、世界経済も大打撃を受ける展開となりました。

このような状況の中で、当社グループは、昨年度からスタートした「中期経営方針 Get Ahead of the Future ～新しい時代の先へ～」に基づく諸施策を着実に進めました。

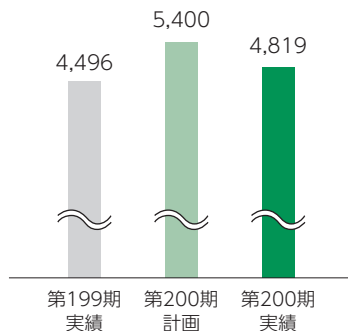
商業施設事業におきましては、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」において、消費税増税や近隣の大型商業施設開業などの影響を受けながらも概ね順調に推移していたものの、期末にかけてアミューズメントなどの新型コロナウイルス感染症の影響に敏感な業態から順に業績を落とす展開となりました。こうした中、同施設の増床・リニューアル工事（第4期開発）を順調に進め、2020年3月10日に、3階建て約7,000㎡のテナント面積に33店舗が出店する新館「サントムーン オアシス (Oasis)」を開業しました。開業当初は予想を上回る来店客で賑わうなど、当社グループを挙げて地域のライフラインを守る使命感をもって運営に取り組みました。ヘルスケア事業におきましては、一般寝具で軟調な市況の影響を受けたものの、前期末に譲り受けた和田哲カンパニー事業との一段のシナジー効果の発揮に注力するとともに、新型コロナウイルス感染症対策の抗菌素材・マスクなどの商機の確保にも努めました。繊維・アパレル事業におきましては、消費増税や上海現地法人における海外事業が中国市況の影響を受け販売不振が続く中、第4四半期の春物市況が新型コロナウイルス感染症の影響で苦戦したものの、継続して採算改善活動に取り組みました。この結果、2007年3月期以来13期ぶりに全事業セグメントでセグメント営業黒字を確保することが出来ました。

なお、PCB（ポリ塩化ビフェニル）処理費用につき環境対策引当金を計上するとともに、新型コロナウイルス感染症の現下の状況等を踏まえ繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果繰延税金資産を取り崩すことといたしました。

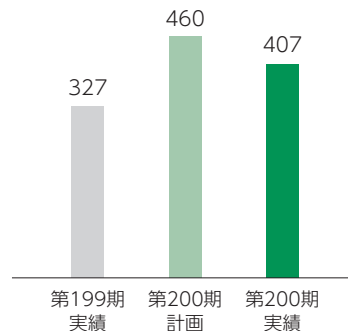
以上の結果、当期の業績は、売上高はヘルスケア事業の譲受けによる増収効果もあり、48億19百万円（前期比7.2%増）と前期比増収となり、また、ヘルスケア事業や繊維アパレル事業セグメントにおいて粗利率が改善したことに加え、前期の商業施設事業投資に関連する一過性の費用計上の影響が剥落したこともあり、営業利益は4億7百万円（前期比24.3%増）と前期比増益となり、13期ぶりに全事業セグメントで営業黒字を計上することが出来ました。経常利益については商業施設事業における建設資金調達に伴う支払利息が増加したことにより2億28百万円（前期比3.6%減）となりました。これに、PCB（ポリ塩化ビフェニル）処理費用につき環境対策引当金繰入額36百万円を特別損失として計上し、さらに将来の新型コロナウイルス感染症の現下の状況等を踏まえ繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果繰延税金資産を取り崩し、法人税等調整額113百万円を計上したため、親会社株主に帰属する当期純利益は75百万円（前期比74.3%減）となりました。

なお、誠に遺憾ではございますが、配当につきましては今年度につきましても見送りとさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様には深くお詫び申し上げます。

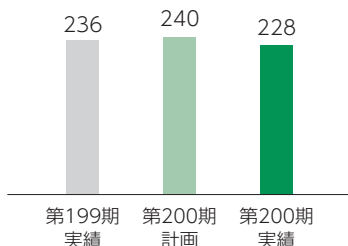
■ 売上高 (百万円)



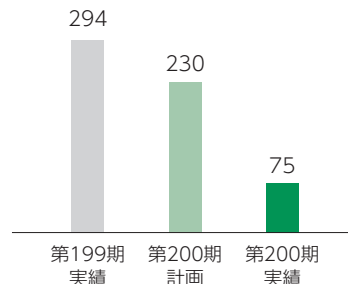
■ 営業利益 (百万円)



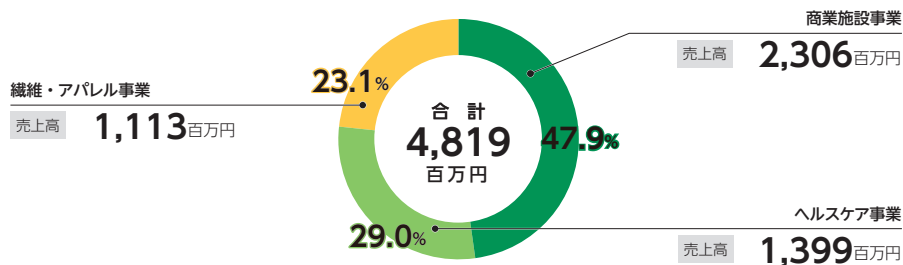
■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

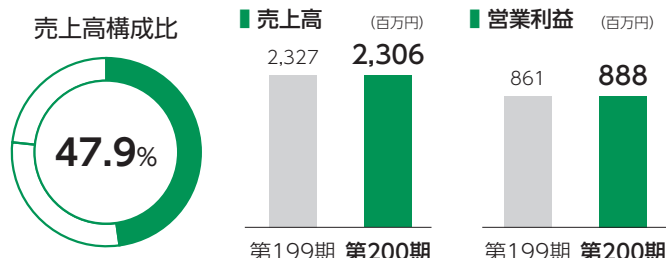


■ 売上高構成比率



セグメントの業績は次のとおりであります。

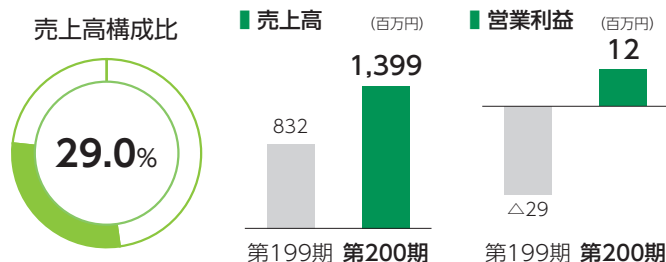
商業施設事業



商業施設事業につきましては、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」において、季節関連イベントの強化や2020年3月に新館「サントムーン オアシス (Oasis)」をオープンするなどに取り組みましたものの、消費税増税や2月以降の新型コロナウイルス感染症の影響があり、売上高は前期を下回りました。損益面では、前期に計上した第4期開発に関連する一過性の費用計上がなくなったことから粗利率が改善しました。

この結果、商業施設事業の売上高は23億6百万円（前期比0.9%減）、営業利益は8億88百万円（前期比3.1%増）となりました。

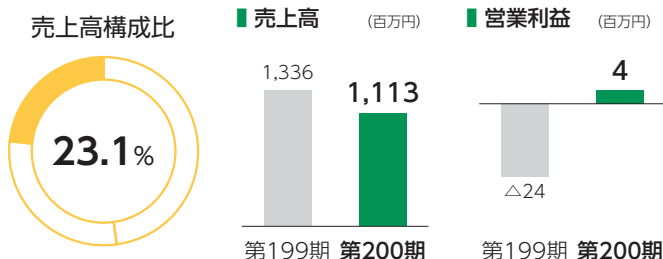
ヘルスケア事業



健康ビジネス部門につきましては、2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響があり大半の取引先で需要が落ち込みましたものの、前期末の事業譲受け効果が下支えとなり売上高は前期を上回りました。一般寝装品部門につきましても、2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響があり大半の取引先で需要が落ち込みましたものの、前期末に譲り受けた事業のうち業務用寝具販売が順調に推移したことが下支えとなり売上高は前期を上回りました。損益面では、増収効果に加え、譲受け事業による粗利率改善効果もあり、新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの採算性は向上しました。

この結果、ヘルスケア事業の売上高は13億99百万円（前期比68.1%増）、営業利益は12百万円（前期は営業損失29百万円）と通期では5期ぶりの黒字となりました。

繊維・アパレル事業



衣料部門につきましては、消費税増税や気候不順の影響により秋冬物市況が伸び悩んだことに加え、2月以降は新型コロナウイルス感染症の影響による春物衣料の不振もあり、売上高は前期を下回りました。ユニフォーム部門につきましては、民需案件の受注が来年度にずれ込んだことが響き売上高は前期を下回りました。損益面では、粗利率の向上により、前期比で改善しました。

この結果、繊維・アパレル事業の売上高は11億13百万円（前期比16.7%減）、営業利益4百万円（前期は営業損失24百万円）と通期では3期ぶりの黒字となりました。

事業別の売上高は次のとおりであります。

事業区分	売上高	前期比	構成比
商業施設事業	2,306百万円	△21百万円	47.9%
ヘルスケア事業	1,399百万円	566百万円	29.0%
繊維・アパレル事業	1,113百万円	△222百万円	23.1%
合計	4,819百万円	322百万円	100.0%

② 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は20億78百万円であり、その主なものは、「サントムーン柿田川」の増床・リニューアル工事（第4期開発）によるものであります。

なお、第4期開発に関する累積投資総額は37億60百万円となり、2020年3月10日に新館「サントムーン オアシス (Oasis)」としてオープンいたしました。

③ 資金調達の状況

当社は、「サントムーン柿田川」の増床・リニューアル工事（第4期開発）のための設備投資を目的として、取引金融機関5行と総額38億円のシンジケートローン契約（コミットメント期間付タームローン）を締結しており、当期において総額18億24百万円の資金調達を行いました。また、2019年8月30日に当該契約の期限到来に伴い、取引金融機関5行と総額38億円の長期シンジケートローン契約（タームローン）を新たに締結いたしました。

(2) 対処すべき課題

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況が当面続くと見込まれます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により内外経済の停滞が長引く懸念もあり、一段の下振れリスクがあります。金融資本市場の変動等についても十分な注意が必要と考えます。ただし、政府による収束後の経済の力強い回復と社会変革の推進を実現するための政策のスピード感ある実行により、年度後半にかけて徐々に回復することも期待できると考えます。

こうした環境下、当社は「中期経営方針 Get Ahead of the Future～新しい時代の先へ～」に基づく諸施策への取り組みを継続するとともに、新型コロナウイルス感染症の収束後の新しい常態（ニューノーマル）における新たなビジネスチャンスをつかむべくスピード感を持って変化に柔軟に対応していく考えであります。

① 成長投資と維持更新投資への優先的な取り組み

当社グループの主力事業である静岡県有数の商業施設「サントムーン柿田川」の第4期開発を成長投資と位置づけて取り組み、2020年3月に新館「サントムーン オアシス (Oasis)」を開業いたしました。しかしながら、開業後まもなく新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言により一部休業を余儀なくされたため、地域のライフラインを守るとの使命感のもと、今後は最優先で営業再開後の速やかな立ち直りを進める考えであります。また、周辺市場との競合対策などの諸課題にも継続して対応していく考えであります。

② 事業規模の拡大と収益性の向上

2019年3月に実施したヘルスケア事業の譲り受けの効果で2期連続の増収となったことに加え、今後は「サントムーン柿田川」に新たにオープンした新館「サントムーンオアシス (Oasis)」の業績を軌道に乗せることおよびヘルスケア事業において新型コロナウイルス関連の抗菌素材など医療に近い分野の取り組みを強化することで、当社グループとして事業規模の拡大と収益性の向上をさらに確実なものとしていく考えであります。また、事業規模の拡大にあたっては、ESG (環境・社会・ガバナンス)、CSV (共通価値の創造) といった概念およびバリューチェーンによる価値創造をしっかりと意識して取り組みます。

③ 財務マネジメントの強化と復配

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、財務の健全性の確保が大前提となります。そのため、新館「サントムーン オアシス (Oasis)」の建設資金借入と既存借入金を着実に圧縮しつつ、財務マネジメントを強化していく考えであります。中期経営方針期間中に復配の目的をつけるべく取り組む方針にも変わりありません。ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の影響に注視する必要があると考えています。

④ 人材の確保と育成

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワーク (在宅勤務) 体制を整えることができたため、新しい生活様式に対応した新しい働き方改革を一段と推し進めます。

⑤ コーポレートガバナンスコードに沿った経営の徹底

ガバナンス体制の維持・強化を図るとともに、事業活動を通じた社会的課題への対応も推進します。

以上より、当社グループは、経営理念である「進取の精神」と「自利利他の心」に基づき、発想力を活かし無限大の可能性への挑戦を続け、当社グループの役職員一同全力で「中期経営方針 Get Ahead of the Future～新しい時代の先へ～」を推進し、企業価値のさらなる向上に邁進する所存でございますので、株主の皆様には倍旧のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 中期経営方針の達成状況

中期経営方針は2019年5月に上方修正いたしました。有利子負債金額が中期経営方針の見込み計数をクリアした以外は、消費税増税と新型コロナウイルス感染症の影響が響き、中期経営方針の損益見込みと財務目標のいずれも未達成となりました。なお、当期は特別損失（環境対策引当金）の計上と、新型コロナウイルス感染症の現下の状況等を慎重に検討し繰延税金資産を取り崩したことが一過性のマイナス要因となりましたが、次期以降は発生しない見込みです。今後は、新型コロナウイルス感染症収束後の新常态（ニューノーマル）への対応など新しい課題に柔軟かつスピード感をもって対応していく考えであります。

中長期的な損益見込と財務目標

①2019年度計画対比と今後の連結業績見込

(単位：百万円)

	2019年度 計画	2019年度 実績	差異	2020年度 見込	2021年度 見込	2022年度 見込
売上高	5,400	4,819	-581	5,900	6,000	6,200
営業利益	460	407	-53	490	500	530
親会社株主に帰属 する当期純利益	230	75	-155	260	270	300
純資産	4,590	4,419	-171	4,850	5,100	5,400
有利子負債	12,500	12,205	-295	11,600	10,950	10,300

(注) 1. 差異欄の赤字は計画達成項目であります。

②2019年度財務目標達成状況と今後の財務目標

	2019年度 目標	2019年度 実績	達成状況	2020年度 見込	2021年度 見込	2022年度 見込
営業利益率	9.0%	8.5%	-0.5%	8%	8%	9%
ROE	5.0%	1.7%	-3.3%	6%	5%	6%
Net DER	250.0%	258.5%	8.5%	220%	195%	170%

(注) 1. ROE = 株主資本利益率、Net DER = 純有利子負債資本倍率

(4) 財産および損益の状況

区 分	第 197 期 (2017年3月期)	第 198 期 (2018年3月期)	第 199 期 (2019年3月期)	第 200 期 (2020年3月期) (当期)
売 上 高 (百万円)	4,701	4,427	4,496	4,819
営 業 利 益 (百万円)	417	325	327	407
経 常 利 益 (百万円)	267	153	236	228
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	156	103	294	75
1 株当たり当期純利益 (円)	5.21	3.47	9.86	2.54
総 資 産 (百万円)	19,093	18,888	20,853	22,373
純 資 産 (百万円)	4,329	4,450	4,308	4,419
1 株当たり純資産額 (円)	144.63	148.56	143.76	147.19
有 利 子 負 債 額 (百万円)	9,324	9,020	10,812	12,205

<ご参考>

当社は、2020年3月、静岡県で運営する大型商業施設「サントムーン柿田川」（1997年開業）に、新館「サントムーン オアシス（Oasis）」をオープンしました。



■施設コンセプトは「Bridge to a Brighter Life ― もっと輝く暮らしへ」



「サントムーン柿田川」は、日本三大清流の柿田川に隣接し富士山を望む絶好のロケーションに、1997年に開業した広域型複合商業施設です。その広大な敷地（約108千㎡）の一角に、新館「サントムーン オアシス（Oasis）」（3階建て約7,000㎡のテナント面積に33店舗が出店）が開業し、全158店舗を擁する地域密着型の大型商業施設となりました。静岡県東部地区を発祥とする地元店と全国の人気店が連携しながら、地域のライフスタイルに寄り添う商品やサービスを提供してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業内容	主要製品・サービス
商業施設事業	不動産賃貸、商業施設の運営・管理
ヘルスケア事業	寝装品等の製造・販売
繊維・アパレル事業	アパレル製品（衣料品、ユニフォーム）等の製造・販売

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
大東紡エステート株式会社	30百万円	100.0%	商業施設の運営・管理
新潟大東紡株式会社	10百万円	100.0%	寝装品製造・販売
上海大東紡織貿易有限公司	45万米ドル	100.0%	衣料品販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

区分	所在地
本社	東京都中央区
名古屋営業部	愛知県一宮市
大阪営業部 / 和田哲カンパニー	大阪市中央区
大東紡エステート株式会社	静岡県駿東郡清水町
新潟大東紡株式会社	新潟県十日町市
上海大東紡織貿易有限公司	中国上海市

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
商業施設事業	31 (0) 名	±0 (±0) 名
ヘルスケア事業	42 (3) 名	+1 (△1) 名
繊維・アパレル事業	18 (0) 名	+1 (±0) 名
全社 (共通)	20 (0) 名	±0 (±0) 名
合計	111 (3) 名	+2 (△1) 名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
60 (3) 名	+2 (+2) 名	47.0歳	13.8年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(9) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	11,836百万円
株式会社三菱UFJ銀行	180
株式会社静岡銀行	85

- (注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をアレンジャー、株式会社静岡銀行をコ・アレンジャーとするシンジケート団5行 (株式会社みずほ銀行、株式会社静岡銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行および株式会社きらぼし銀行) による協調融資によるものです。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 96,000,000株
- ② 発行済株式の総数 30,000,000株
- ③ 株主数 15,896名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	所有株式数	持 株 比 率
ファーストブラザーズ株式会社	682千株	2.27%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	630	2.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	554	1.85
株 式 会 社 シ ー ド	501	1.67
株 式 会 社 デ ベ ロ ツ パ ー 三 信	500	1.67
ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 1300000	498	1.66
株 式 会 社 S B I 証 券	422	1.41
クレディ・スイス・アーゲー シンガポール ブランチ - ファーム エクイティ ポイント	328	1.09
楽 天 証 券 株 式 会 社	321	1.07
新 陽 株 式 会 社	280	0.93

(注) 持株比率は自己株式 (68,749株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員等が保有している新株予約権の状況

2016年11月9日開催の取締役会決議による新株予約権

- ①発行した新株予約権の数
 - 80個
- ②新株予約権の目的となる株式の種類および数
 - 普通株式 80,000株
- ③新株予約権の払込金額
 - 新株予約権 1 個当たり70,000円 (1 株当たり70円)
- ④新株予約権の行使価額
 - 新株予約権 1 個当たり1,000円

⑤新株予約権の行使期間

2019年12月5日から2024年12月4日まで

⑥新株予約権の行使条件

- ・新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- ・その他の条件については、当社第196回定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」による。

⑦新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	3名	60個
当社執行役員	2名	20個

2017年8月23日開催の取締役会決議による新株予約権

①発行した新株予約権の数

110個

②新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 110,000株

③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり83,000円（1株当たり83円）

④新株予約権の行使価額

新株予約権1個当たり1,000円

⑤新株予約権の行使期間

2020年9月20日から2025年9月19日まで

⑥新株予約権の行使条件

- ・新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- ・その他の条件については、当社第196回定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」による。

⑦新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	3名	90個
当社執行役員	2名	20個

2018年7月25日開催の取締役会決議による新株予約権

①発行した新株予約権の数

81個

②新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 81,000株

③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり95,000円（1株当たり95円）

④新株予約権の行使価額

新株予約権1個当たり1,000円

⑤新株予約権の行使期間

2021年8月20日から2026年8月19日まで

⑥新株予約権の行使条件

- ・新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- ・その他の条件については、当社第196回定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」による。

⑦新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	3名	67個
当社執行役員	2名	14個

当事業年度中に発行した新株予約権の状況

2019年7月24日開催の取締役会決議による新株予約権

①発行した新株予約権の数

73個

②新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 73,000株

③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり 80,000円

④新株予約権の行使価額

新株予約権1個当たり 1,000円

⑤新株予約権の行使期間

2022年8月20日から2027年8月19日まで

⑥新株予約権の行使条件

- ・新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- ・その他の条件については、当社第196回定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」による。

⑦新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	3名	61個
当社執行役員	2名	12個

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	執行役員地位、担当および重要な兼職の状況
※ 取締役社長	山 内 一 裕	上海大東紡織貿易有限公司董事長
※ 取締役副社長	野 村 利 泰	
取 締 役	三 枝 章 吾	上席執行役員 経営管理本部長 内部統制担当
取 締 役	澤 田 康 伸	ヴィブランド・コンサルティング株式会社代表取締役
取締役(常勤監査等委員)	加久間 雄 二	
取締役(監査等委員)	飯 沼 春 樹	飯沼総合法律事務所所長 弁護士
取締役(監査等委員)	鏡 高 志	税理士法人高野総合会計事務所パートナー、高野総合コンサル ティング株式会社代表取締役 公認会計士
取締役(監査等委員)	奥 村 秀 策	

- (注) 1. ※は代表取締役であります。
2. 監査等委員加久間雄二氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍し、かつ、経理部門の長としての経験も豊富であることから、経理・財務に関する高い知見と見識を有するものであります。
3. 取締役澤田康伸氏、取締役飯沼春樹氏、取締役鏡高志氏および取締役奥村秀策氏は、社外取締役であります。なお、当社は澤田康伸氏、飯沼春樹氏、鏡高志氏および奥村秀策氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。また、各社外取締役の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに社内監査部門との十分な連携を可能とすべく、加久間雄二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 2020年3月31日現在の取締役兼務者を除く執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
執 行 役 員	青 木 寛 繁	営業統括 ヘルスケア事業本部長
執 行 役 員	飯 田 互	商業施設事業本部長 大東紡エステート株式会社取締役社長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 取締役の報酬等の総額

取締役の報酬の決定に関する方針

取締役の報酬の決定につきましては、独立社外取締役を主要な構成員とし、社長・副社長を含む諮問委員会において、経営陣としての経験・見識・能力・実績等を総合的に勘案して答申された意見を参考に、報酬総額が株主総会の決議により定められた上限額の範囲を超えないことを前提に、取締役会で決定することとしております。

区 分	支給人員	金 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (1)	62百万円 (7)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (3)	23 (15)
合 計	8	86

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第196回定時株主総会において年額72百万円以内（うち社外取締役の報酬枠10百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第196回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（監査等委員を除く取締役6百万円）を含んでおります。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与10百万円を支給しております。

④ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査等委員会への出席状況

地位	氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数
取締役	澤田 康伸	100% (16/16回)	—
取締役(監査等委員)	飯沼 春樹	100% (16/16回)	100% (13/13回)
取締役(監査等委員)	鏡 高志	100% (16/16回)	100% (13/13回)
取締役(監査等委員)	奥村 秀策	100% (16/16回)	100% (13/13回)

- ・取締役会および監査等委員会における発言状況

各社外取締役は、議案審議等につき、自らの豊富な実務経験と幅広い見識および各々の専門的見地から助言・提言を積極的に行いました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 東陽監査法人
- ② 報酬等の額

	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 1. 当社監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料を入手、報告を受けた上で過去の監査時間・監査報酬等の推移、前事業年度の監査時間の計画と実績を確認し、当事業年度の監査時間・報酬額見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意を行うものであります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

また、企業会計審議会が定める「監査基準」および「監査に関する品質管理基準」への準拠性について確認し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,017,079	流動負債	9,601,843
現金及び預金	1,329,089	支払手形及び買掛金	402,491
受取手形及び売掛金	700,027	短期借入金	8,400,992
たな卸資産	676,797	未払法人税等	657
その他	313,104	賞与引当金	38,034
貸倒引当金	△1,940	株主優待引当金	19,000
固定資産	19,355,991	その他の	740,667
有形固定資産	18,752,392	固定負債	8,352,014
建物及び構築物	9,247,437	長期借入金	3,700,014
土地	9,268,089	リース債務	82,515
リース資産	100,439	預り保証金	1,624,773
その他	136,427	再評価に係る繰延税金負債	2,476,495
無形固定資産	214,793	環境対策引当金	36,215
のれん	185,706	退職給付に係る負債	306,565
その他	29,087	資産除去債務	54,154
投資その他の資産	388,805	その他の	71,280
投資有価証券	301,329	負債合計	17,953,857
破産更生債権等	83,256	(純資産の部)	
繰延税金資産	13,261	株主資本	△104,223
その他	70,986	資本金	100,000
貸倒引当金	△80,028	利益剰余金	△194,441
資産合計	22,373,071	自己株式	△9,781
		その他の包括利益累計額	4,504,402
		その他有価証券評価差額金	△50,052
		繰延ヘッジ損益	△112,921
		土地再評価差額金	4,664,864
		為替換算調整勘定	2,511
		新株予約権	19,034
		純資産合計	4,419,213
		負債純資産合計	22,373,071

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,819,101
売上原価		3,486,551
売上総利益		1,332,550
販売費及び一般管理費		925,336
営業利益		407,213
営業外収益		
受取利息	50	
受取配当金	6,233	
持分法による投資利益	3,424	
その他	23,706	33,414
営業外費用		
支払利息	204,339	
その他	8,021	212,360
経常利益		228,267
特別損失		
環境対策引当金繰入額	36,215	36,215
税金等調整前当期純利益		192,051
法人税、住民税及び事業税	2,738	
法人税等調整額	113,506	116,245
当期純利益		75,806
親会社株主に帰属する当期純利益		75,806

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,254,551	流動負債	9,108,123
現金及び預金	682,415	支払手形	163,370
受取手形	276,862	買掛金	244,635
売掛金	378,729	短期借入金	8,400,992
たな卸資産	653,463	未払法人税等	587
その他の	265,019	賞与引当金	29,830
貸倒引当金	△1,940	株主優待引当金	19,000
		その他の	249,706
固定資産	19,562,543	固定負債	8,252,729
有形固定資産	18,948,780	長期借入金	3,700,014
建物及び構築物	9,246,744	リース負債	82,515
土地	9,470,591	リース保証金	1,551,913
リース資産	100,439	再評価に係る繰延税金負債	2,476,495
その他の	131,005	環境対策引当金	36,215
無形固定資産	214,716	退職給付引当金	287,338
のれん	185,706	資産除去債務	46,956
その他の	29,010	その他の	71,280
投資その他の資産	399,045	負債合計	17,360,852
投資有価証券	214,487	(純資産の部)	
関係会社株式・出資金	104,629	株主資本	△64,682
長期貸付金	181,800	資本金	100,000
破産更生債権等	83,256	利益剰余金	△157,462
繰延税金資産	9,547	その他利益剰余金	△157,462
その他の	67,354	繰越利益剰余金	△157,462
貸倒引当金	△262,028	自己株式	△7,219
資産合計	21,817,095	評価・換算差額等	4,501,890
		その他有価証券評価差額金	△50,052
		繰延ヘッジ損益	△112,921
		土地再評価差額金	4,664,864
		新株予約権	19,034
		純資産合計	4,456,242
		負債純資産合計	21,817,095

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			3,880,198
売 上 原 価			2,584,668
売 上 総 利 益			1,295,529
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			880,803
営 業 利 益			414,726
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		907	
関 係 会 社 受 取 配 当 金		100,000	
受 取 配 当 金		6,233	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額		200	
そ の 他		5,341	112,682
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		204,339	
そ の 他		7,979	212,318
経 常 利 益			315,089
特 別 損 失			
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額		36,215	36,215
税 引 前 当 期 純 利 益			278,874
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		587	
法 人 税 等 調 整 額		113,825	114,413
当 期 純 利 益			164,460

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

ダイトウボウ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	安 達 則 嗣 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	田 部 秀 穂 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイトウボウ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイトウボウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

ダイトウボウ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	安 達 則 嗣	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	田 部 秀 穂	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイトウボウ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第200期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第200期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

ダイトウボウ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 加久間 雄 二 ㊟

監査等委員 飯 沼 春 樹 ㊟

監査等委員 鏡 高 志 ㊟

監査等委員 奥 村 秀 策 ㊟

(注) 監査等委員飯沼春樹、鏡高志および奥村秀策は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

丸の内ビルディング 7階 丸ビルホール

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
TEL：03-3217-7111

日時

2020年6月24日（水）
午前10時 開始（午前9時半 開場）



交通

- JR「東京駅」丸の内南口 徒歩約3分
 - 東京メトロ丸ノ内線「東京駅」直結 徒歩約2分
 - その他、二重橋前駅、大手町駅、日比谷駅からお越しいただけます。
- ※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

～株主総会へのご来場に関しまして～

本年は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、ご来場を見合わせることも含め、慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。

特に感染による影響が大きいとされる基礎疾患のある株主様やご高齢の株主様におかれましては、感染回避を優先的にお考えいただくことをお願い申し上げます。なお、感染防止に向けた弊社の対応について以下の通りご案内申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ・弊社の役員・スタッフは当日朝の検温のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ・株主総会会場へのご入場の際は、マスクの着用、アルコール消毒液による手指の消毒などにご協力をお願いします。数に限定はございますが、受付にご用意をさせていただきます。
- ・上記にご協力願えない場合や、発熱、体調不良と見受けられる方はご入場をお断りさせていただく場合がございますので、ご了承くださいませようようお願い申し上げます。